

「不当な取引方法」改正案に関する意見募集結果

消費生活の安定及び向上に関する条例に基づき指定する「不当な取引方法」の改正案について、県民の皆様からご意見を募集したところ、3件のご意見が寄せられました。

については、意見の要旨と県の考え方を、次のとおり公表します。

| ご意見の概要 | ご意見に対する県の考え方 |
|---|--|
| <p>次のような事例があるので改正案に盛り込んでほしい。</p> <p>1 「効果がある」と言って販売してはならないとされている商品なのに、実際には、効果があると思わせるように仕向けて勧誘する。</p> <p>2 商品の販売に際し、よいことばかり伝えて不利な事実を伝えない。</p> | <p>ご意見で示していただいた事例は、ともに改正案の1(2)及び1(3)に該当するおそれがあると思われますので、これらの規定により対応いたします。</p> |
| <p>2(8)の裁判管轄については、実務上移送が認められている現状で、ことさらに指定する必要があるか。</p> <p>また、裁判管轄が県内になるようすべての契約に規制をかけることは現実的に可能か。</p> | <p>契約条項により第1審の裁判所を不当に遠方に定めていることがあり、これによって消費者が提訴を不当に妨げられる実態があることから必要と考えます。</p> <p>消費者契約では、約款で事業者の所在地の裁判所を合意管轄裁判所とする旨の条項が設けられていることが少なくありませんが、広く周知を図ることにより、事業者にも理解いただきたいと考えております。</p> |
| <p>催眠商法は、新しい店のオープン時に近くの土地を借りてあたかもその店の関連催事かのように誤解させ勧誘する。このような行為が見られた場合、場所を提供している者に対して注意することはできないものか。</p> | <p>事業者の取引方法が条例に違反すると判断した場合、県は、条例に基づき事業者に対して改善勧告を行うことができます。しかし、ご意見にあるような第三者に対しては、実質的に私人間の契約に行政が介入することとなることから、現在のところ難しいと考えます。</p> <p>なお、県では、県民一般に対する啓発という観点から、各媒体を通じて広く相談事例等を紹介していますが、今後も内容の充実や迅速な情報提供を図ることで、被害の未然防止に努めてまいります。</p> |

< 参考 >

- 1 勧誘に際しての不当な取引方法
 - (2) 商品等の内容又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であるかのような言動等を用いて契約の締結を勧誘すること。
 - (3) 商品等の内容又は取引条件に関する重要な事項について、事実を隠し、又は虚偽の事実を告げて契約の締結を勧誘すること。
- 2 契約内容に関しての不当な取引方法
 - (8) 契約に関する訴訟について、消費者に著しく不利益な裁判管轄を定めた内容の契約を締結させること。